

令和5年度事業計画

1 基本方針

我が国においては、少子高齢化が急速に進展し、人口減少の中の超高齢化時代を迎えております。令和4年版「高齢社会白書」によると、我が国の高齢化率は28.9%となり、鯖江市においても令和4年4月現在27.2%と、年々高くなっております。同白書によれば、高齢化率は令和18年には33.3%に達すると予測され、国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計しています。

高齢者の就業を促進することは、労働力人口の減少が急速に進行する中で、「生きがいの充実」や「生活の安定」、「健康の維持・増進」と相まって我が国の社会経済の維持・発展のために欠かすことのできないものとなっております。

一方、新型コロナウイルスは、第8波がようやく沈静化へと向かっていますが、この3年間で、人々の生活様式や社会・経済活動には大きな変化が生まれ、高齢者の就業機会にも大きな影響が現れています。加えて、令和3年4月から、事業主に対する65歳までの雇用義務化や70歳までの就業機会の促進などの法制化により、シルバー人材センターの会員確保にはこれまでにない困難な状況が生じています。

また、消費税インボイス制度につきましては、これまで、関係機関に様々な働きかけを行ってきましたが、シルバー人材センターに対する特例的な取り扱いは見送られ、いよいよ、本年10月から本格的導入がされます。これに対して、当センターでは熟慮の末、本年4月から事務費を8%から10%に引き上げることといたしました。今後、フリーランス保護法とあわせて包括的契約の導入も検討されていますが、未だ流動的な段階です。

こうしたことを踏まえ、本年度の事業計画では、「会員増強」、「就業機会の確保」「インボイス制度への的確な対応と財政基盤の確立」に力点を置いて、各事業の推進を図ってまいります。

未だコロナ禍の影響は大きいものがありますが、新型コロナウイルスによるリスクを最小限に抑えながら、コロナ前の活気あるシルバー人材センターを取り戻し、高齢者が長年にわたり培ってきた経験や知識・技術を活かして地域で生き生きと活躍する社会の実現のため、取り組んでまいります。

2 事業実施計画

(1) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

サービス業等の人手不足分野、介護・育児等の現役世代を支える分野で高齢者（会員）に就業する機会を提供することで、①高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③現役世代が安心して働ける基盤の下支え、地域社会の維持・発展等を推進します。

(2) 会員増強と資質の向上

① 会員を増加し多様なニーズに応えられる体制を構築します。

- ・会員の「入会者紹介カード」により「会員一人が一人の仲間を増やす運動」を展開します。
- ・「会員増強月間（3月～6月）」を設定し、紹介者・入会者のポイントの2.5倍付与、各種の広報・PR活動、入会説明会の重点開催など、各種の取組みを年度替わりの時期に集約して取り組み、会員の確保に努めます。
- ・県連合の「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用して、「お試し就労」などを行い、新規会員の確保に繋がります。
- ・センターの活動内容をセンター会報や市広報、ホームページ等により発信し入会を促進します。
- ・センターホームページに就業求人情報や講習会などのイベント情報を常時発信し入会に繋がります。
- ・入会希望者には、毎月初め入会説明会を開催し入会希望者の要望を聞きながら、積極的に会員募集に努めます。
- ・企業その他の団体等の退職者に向けて会員募集広報活動を行います。
- ・地区公民館やハローワークと連携し会員募集チラシを配置するなど広く会員募集広報を行います。
- ・未就業会員などを対象に、就業に対する研修体制の確立を図ります。

② 女性会員の入会を促進する。

- ・市図書館の雑誌スポンサー制度を活用し、女性向月刊誌の蔵書スポンサーとなり雑誌カバーに年間を通じて広告を掲載します。あわせて、市の教養・文化施策にも貢献します。
- ・女性限定のイベントや入会説明会を開催し女性会員の増強に努めます。
- ・若い世代での共働きが増えており、シルバーへの子育て支援事業等のニーズも増えていることから、就業希望女性会員の入会を促進します。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型基準緩和サービスA2型（生活援助）実施体制強化のため、就業希望女性会員の入会を促進します。

③ 適正就業を図るため、会員と役員・職員等との相談を随時行います。

④ ゴールド会員制度を導入し、高齢の会員や就労が困難な会員の会費を優遇し、就業以外に、地域活動やボランティア、趣味・教養活動等を通じて、さらなる生きがいの充実や健康の増進等に繋がっていきます。

(3) 独自事業の開拓等

- ・「いこいの広場事業」の拡充を図ります。
- ・会員が生きがいを感じ多くの会員が関われる独自事業を検討します。
- ・高齢者および介護家庭から軽微な補修・除雪・粗大ごみの処理など、相談の多い家事援助事業を引き続き実施します。
- ・日々の健康生活や将来に不安を持った高齢者等が気軽に集える場の提供を行い、当センターが開設している児童クラブと連携し、子供たちと高齢者の交流により、生きがいづくりのサポートを行います。

(4) 組織

① 組織の充実・活動

- ・各種のセンター事業への積極的な参加を促すため、ポイント制度の利用拡大を図ります。
- ・各委員会の活動を強化するとともに複数の委員会を調整する事業運営会議を充実し円滑な事業運営の推進を図ります。
- ・市内全域に会員を対象とした地区組織の創設を目指すため、当面は、班長会の定期的な開催など、各地域での活動を支援し、組織のすそ野を拡げていきます。
- ・事務処理のICT化の推進、会員への支援の拡充を図ります。
- ・事務処理の効率化を図り、適正な役割分担のもと、新たな企画に取り組める事務局体制の充実を図ります。また、関連の研修へ参加し、職員の資質の向上に努めます。
- ・令和5年10月に導入が予定されている、消費税のインボイス制度に対応するため、事務費を8%から10%に引き上げ、財政基盤の確立を図ります。
- ・フリーランス支援法に合わせて導入が検討されている「包括的契約」について、発注者への対応も含め、県内各センターとも連携しながら検討を進めます。

(5) 安全適正な就業の推進

① 安全・適正就業

- ・重篤事故ゼロ、事故防止対策を図ります。
- ・委員会、研修会等を通じて、会員の傷害・賠償事故防止を含めた安全就業に対する意識の向上を図ります。
- ・賠償保険の免責を廃止するとともに、賠償事案に対する会員の責任についても緩和し、賠償事故の縮減に繋がる対応を進める。
- ・定期的に就業先をパトロールし、安全指導を実施します。
- ・車両運転を含めた交通安全およびマナーに関する意識の向上を図ります。
- ・就業時における安全保護具の着用ならびに安全用具の使用の徹底を図ります。
- ・適正就業の徹底を図り、適正就業ガイドラインの遵守を推進する。
- ・会員が健康診査やがん検診を受診するよう啓発し、健康の自己管理を推進します。
- ・ヒヤリハットの事例を募り再発防止策等を会員に周知し事故予防と安

全意識の高揚を図ります。（ポイント付与項目）

② 令和5年度安全・適正就業月間パトロール計画

実施予定月	場所	実施者		備考
6月	市内現場	安全委員長・理事	安全委員	
7月	市内現場	理事長・常務理事	安全委員	
7月	市内現場	安全副委員長・副理事長	安全委員	安全・適正就業強化月間
8月	市内現場	理事2名	安全委員	
8月	市内現場	理事2名	安全委員	
9月	市内現場	副理事長・理事	安全委員	
9月	市内現場	理事2名	安全委員	
10月	市内現場	理事長	安全委員	安全・適正就業強化月間
10月	市内現場	監事・理事	安全委員	
11月	市内現場	監事・理事	安全委員	

注 ①安全・適正就業強化月間を中心に屋外作業・企業パトロールを実施します。

②地区安全対策員による安全指導パトロール・・・12月に実施予定

(6) 独自事業、職群班の育成

- ① 障子襖張替えや刃物砥ぎ事業を広くPRするとともに後継者の育成を行い、業務拡大を図ります。
- ② 職群会員相互の連帯感と情報交換により、共働・共助を基本として活動し、技能・技術向上と後継者育成に努めます。
- ③ 後継者育成に向けた養成講座等を検討します。

(7) 指定管理者と施設

- ① 「ふれあいみんなの館・さばえ」の指定管理者として、管理運営基本方針を基に利用者のサービス向上とコロナ禍の中における安全、快適な施設環境の確保に努めるとともに、シルバー人材センターの拠点施設として、事業推進と一体となった効率的な運営管理を図ります。
- ② 世界的な経済情勢の変動、物価の高騰などに対応すべく、市との連携を密にしながら、対応してまいります。

(8) 講習会等の開催

実施機関名	実施時期	参加予定人数	内容
草刈り講習会	10月	30名	草刈業務における安全就業と刈払機使用上の注意事項を学ぶ
剪定講習会	8月	30名	剪定作業の基本・運営安全・適正就業等
雪吊り講習会	11月	30名	雪吊技能向上のアップを図る
会員研修会	令和6年3月	全会員	3月、4月に分散して開催
草むしり講習会	令和6年3月	30名	安全な作業と健康管理

(9) 地域社会のニーズに対応した事業の推進

① 子育て支援事業

指定管理者で運営する「ふれあいみんなの館・さばえ」内の学童保育については、有資格の会員等が学童保育にあたります。

② 家事援助事業

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の訪問型基準緩和サービス（A2型）を継続実施し、地域高齢者の生活支援に取り組みます。

③ 空き家・空き地管理業務

現行の空き家・空き地の剪定、除草等に加え、令和3年1月に締結した「さばえ空き家・空き地管理協会」との連携協定に基づく「空き家・空き地管理業務」の進捗に取り組みます。

④ シルバー派遣事業

適正な就業を推進するためシルバー派遣事業への移行に努めます。

(10) 県連合事業への参加協力

- ・高齢者活躍人材確保育成事業への協力
- ・会員、役職員に対する各種の研修会、講習会
- ・普及啓発活動および安全適正就業促進大会等各種行事への参加